

国の第4期介護保険事業計画の策定に関する考え方について

1 介護保険事業計画

介護保険事業における保険給付の円滑な提供が確保されるよう、国は基本指針を定め、それに沿って市町村介護保険事業計画・都道府県介護保険事業支援計画が策定される。

2 第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）について

以下については、現時点で考えられる事項を整理したもので今後変更がありうる。

(1) 第4期介護保険事業計画の位置付け

第4期(平成21年度～23年度)の介護保険事業計画は、第3期計画の策定に際して、市町村が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。

(2) 第4期計画の課題

第4期計画期間においては、2015年(平成27年)の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取組みをより一層推進することが必要である。

療養病床の再編成に当たっては、地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の内容等を第4期計画に適切に反映するとともに、地域における療養病床に入院している高齢者の状態に相応しい医療・介護サービスが提供されるよう、療養病床から介護保険施設等への転換を進めることが必要である。

(3) 平成26年度目標値の設定の考え方

第3期の策定に際して、国が示した平成26年度目標値の設定の考え方については、第4期計画においても変更しないこととする。

このため、第4期計画の策定に当たっては、それぞれの事項ごとに、第3期計画策定の際に市町村が設定した平成26年度の目標を基本としつつ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行うことが必要である。

また、医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴う介護給付対象サービスの利用者数及び介護保険施設等の入所定員数の増加分については、目標値の外数として取り扱うこととする。

(4) 老人保健計画の廃止について

今般の医療構造改革により、平成20年4月から、老人保健法における保健事業は廃止されることになったことに伴い、第4期計画については、老人福祉計画と一体のものとして作成することになるが、介護保険事業計画において介護予防の見込み量等を定めるに当たっては、医療法の規定による医療計画、健康増進法の規定による健康増進計画等との調和が保たれたものとする必要がある。

第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)の策定に当たって

1. 基本的な考え方

【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業（仮称）・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 痴呆性高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室・ユニットケアを進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進

- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成

2. 介護予防の推進

○地域支援事業（仮称）の実施

- 要支援・要介護状態に陥るおそれのある者（高齢者人口の5%程度）等を対象として地域支援事業（仮称）を実施
 - （※）地域支援事業（仮称）は、市町村の体制整備状況に応じて、平成18年度から順次開始
- 地域支援事業（仮称）を実施した高齢者のうちの2.0%について、要支援・要介護状態となることを防止
 - （※）地域支援事業（仮称）の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で20%

○新予防給付の実施

- 要支援・要介護1等の者を対象として、新予防給付を実施
- 新予防給付を受けた高齢者のうちの1.0%について、要介護2以上への移行を防止
 - （※）新予防給付の実施が軌道に乗った平成20年度実施以降で10%

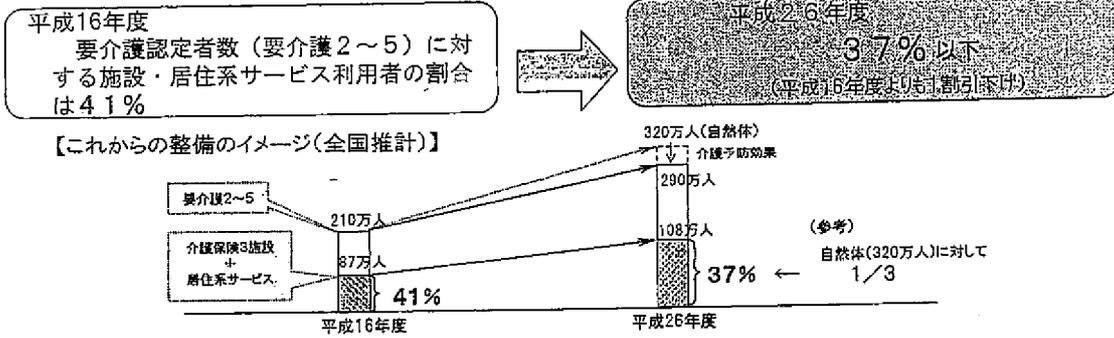
【介護予防の実施による要介護者等のイメージ(全国推計)】（注）合計が合わない年度は、端数処理の関係

| | | 平成16年度 | 平成20年度 | 平成23年度 | 平成26年度 |
|--------------------|------|--------|--------|--------|--------------|
| 要介護2～5 | 自然体 | 210万人 | 260万人 | 290万人 | 320万人 |
| | 予防効果 | — | 240万人 | 260万人 | 290万人(—30万人) |
| 要支援 要介護1 | 自然体 | 200万人 | 260万人 | 290万人 | 320万人 |
| | 予防効果 | — | 260万人 | 280万人 | 310万人(—10万人) |
| 地域支援事業 (仮称)の対象者 | 自然体 | — | 140万人 | 150万人 | 160万人 |
| | 予防効果 | — | 160万人 | 180万人 | 200万人(+40万人) |

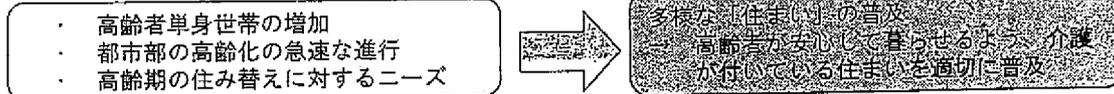
3. 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

(※)介護専用の居住系サービス:優良住高齢者グループホーム・特定施設の一部(介護専用型の有料老人ホーム)を想定



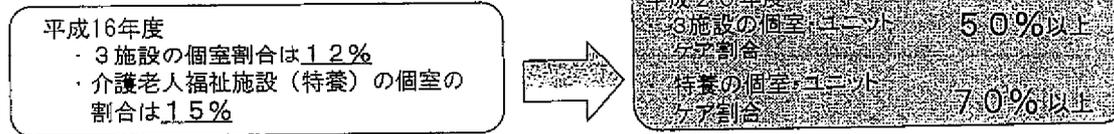
○多様な「住まい」の普及の推進



○介護保険3施設利用者の重度者への重点化



○介護保険3施設の個室・ユニットケア化の推進



2 第4期介護保険事業（支援）計画等について

今回示すものは、各自治体の第4期介護保険事業（支援）計画の策定準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、基本指針を改正する過程において変更等がありうることに留意願いたい。

（1）第4期介護保険事業（支援）計画の位置付け

第4期（平成21年度から平成23年度まで）の介護保険事業（支援）計画（以下「第4期計画」という。）については、第3期（平成18年度から平成20年度まで）の介護保険事業（支援）計画（以下「第3期計画」という。）の策定に際して、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。

また、療養病床の再編成を円滑に進めるため、各都道府県が策定する地域ケア体制整備構想、都道府県医療費適正化計画、医療計画その他の法律の規定による計画であって、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする必要がある。

（2）第4期計画の課題

第4期計画期間においては、2015年（平成27年）の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する取組みをより一層推進することが必要である。

また、療養病床の再編成に当たっては、各都道府県が策定する地域ケア体制整備構想における療養病床転換推進計画の内容等を第4期計画に適切に反映するとともに、地域における療養病床に入院している高齢者の実態を把握し、医療の必要性の高い高齢者に対しては、引き続き療養病床において必要な医療サービスを提供する一方、医療の必要性の低い高齢者に対しては、その状態に相応しい介護給付等対象サービスが提供されるよう、療養病床から介護保険施設等への転換を進めることが必要である。

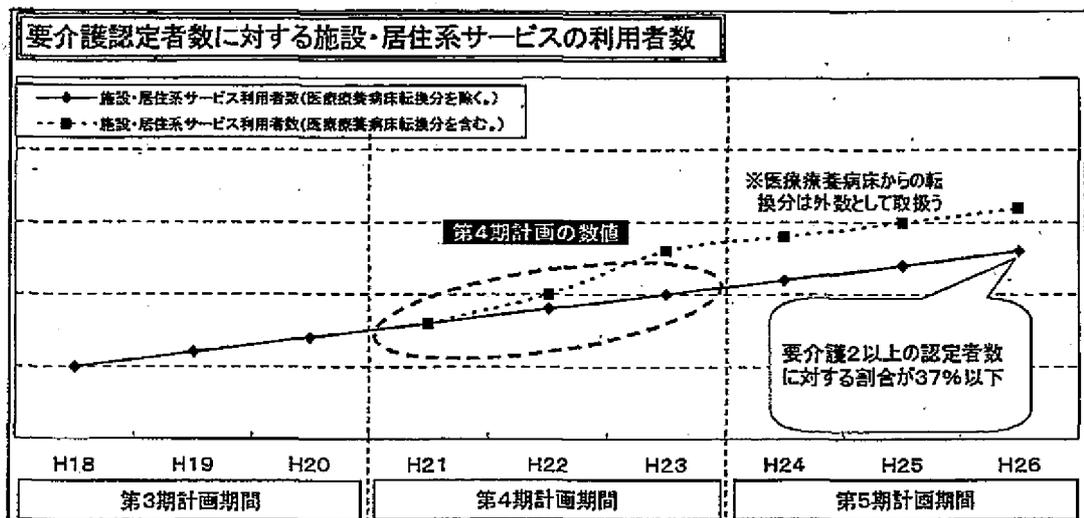
(3) 平成26年度目標値の設定の考え方について

第3期計画の策定に際して、基本指針において示した平成26年度目標値の設定の考え方については、第4期計画においても変更しないこととする。

このため、第4期計画の策定に当たっては、次に掲げるそれぞれの事項ごとに、第3期計画策定の際に設定した平成26年度の目標値を基礎としつつ、直近の現状を踏まえた適切な補正を行うことが必要である。

また、平成19年6月に通知した「第4期介護保険事業（支援）計画における療養病床等の取扱いに関する基本的考え方について」（平成19年6月29日老計発第0629001号老健局計画課長通知。）において示したとおり、第4期計画期間においては、医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟である療養病床を除く。以下同じ。）から介護保険施設等への転換に伴う介護給付対象サービスの利用者数及び介護保険施設等の入所定員数の増加分については、次に掲げるそれぞれの目標値の外数として取扱うこととする。

【参考1：医療療養病床転換分を平成26年度目標値の外数として取扱うイメージ】



ア 要介護認定者数に対する施設・居住系サービスの利用者数割合

市町村は、平成26年度の介護専用型特定施設における特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等（以下「施設・居住系サービス」と総称する。）の利用者数の合計数の要介護2以上の認定者数に対する割合を37%以下とすることを目標として設定する。

ただし、施設・居住系サービスの利用者数の合計数には、医療療養病床がこれらのサービスを提供する介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分を含めないこととする。

イ 介護保険施設等の重度者への重点化

市町村は、平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の利用者数の合計数のうち要介護4及び要介護5の認定者数の合計数が占める割合を、70%以上とすることを目標として設定する。

ただし、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等の利用者数の合計数には、医療療養病床がこれらのサービスを提供する介護保険施設等に転換することによって生じる利用者数の増加分を含めないこととする。

ウ 介護保険施設等の個室・ユニット化

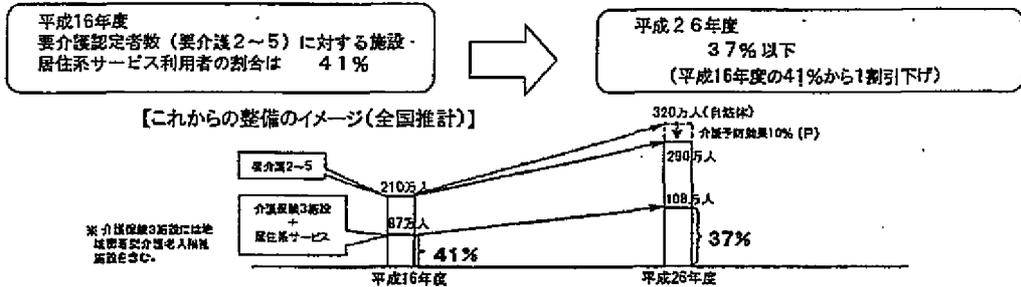
都道府県は、平成26年度の地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合を、50%以上（そのうち地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設の入所定員の合計数のうちのユニット型施設の入所定員の合計数が占める割合については、70%以上）とすることを目標として設定する。

ただし、地域密着型介護老人福祉施設及び介護保険施設の入所定員の合計数並びにそのうちのユニット型施設の入所定員の合計数には、医療療養病床がこれらの介護保険施設等に転換することによって生じる入所定員数の増加分を含めないこととする。

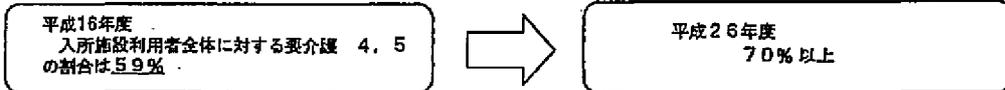
【参考2：平成26年度目標値のイメージ】

平成26年度目標値のイメージ(医療療養病床からの転換分を除く。)

○ 介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備



○ 介護保険3施設利用者の重度者への重点化



○ 介護保険3施設の個室化の推進

